

# 財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 2 5 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員



平成 26 年 6 月 5 日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 24 日

佐賀県監査委員	池	田	巧
同	田	中	俊雄
同	三	竿	博史
同	石	丸	博



# 目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1-1	補助金等交付団体関係	
1-1-1	団体に対するもの	
	アメリカパン株式会社（障害福祉課）	1
1-1-2	所管課に対するもの	
	こども未来課〔学校法人佐賀学園〕	1
	障害福祉課〔アメリカパン株式会社〕	2
	医務課〔佐賀県医療センター好生館〕	2
2	その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	3
2-1	各団体に対するもの	
	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 （男女参画・県民協働課、まなび課）	3
	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団（循環型社会推進課）	3
	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（医務課）	3
	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター （新産業・基礎科学課、商工課、雇用労働課、国際戦略グループ）	4
	社団法人佐賀県畜産公社（畜産課）	5
	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金（林業課）	5
	佐賀県土地開発公社（土地対策課）	6
	佐賀県道路公社（道路課）	6
	武雄市ICT寺子屋人材育成事業協議会（男女参画・県民協働課）	7
	部落解放同盟佐賀県連合会（人権・同和対策課）	8
	全日本同和会佐賀県連合会（人権・同和対策課）	8
	学校法人佐賀マリア学園（こども未来課）	8
	学校法人旭学園（こども未来課）	9
	学校法人佐賀学園（こども未来課）	10
	特定非営利活動法人有明海再生機構（有明海再生・自然環境課）	11
	社会福祉法人慈恵会（長寿社会課）	11
	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家（障害福祉課）	12
	社会福祉法人東方会（障害福祉課）	12
	特定非営利活動法人鹿陽会（障害福祉課）	13
	アメリカパン株式会社（障害福祉課就労支援室）	14
	一般社団法人唐津東松浦医師会（医務課）	14
	一般社団法人鳥栖三養基医師会（医務課）	14

一般社団法人佐賀県薬剤師会（薬務課）	15
小城商工会議所（商工課）	15
武雄杵島森林組合（林業課）	16
松浦通運株式会社（港湾課）	16
新うまい佐賀のりづくり運動推進本部（流通課）	17
有明佐賀空港活性化推進協議会（空港課）	17
佐賀県農業協同組合（生産者支援課）	18
乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体 [佐賀県立宇宙科学館]（文化課）	19
みんなの森・らららグループ北山少年自然の家運営共同事業体 [佐賀県北山少年自然の家]（まなび課）	20
特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会 [佐賀県射撃研修センター]（生産者支援課）	20
川原建設株式会社〔県営住宅（西部地区）〕（建築住宅課）	21
さが21県民の森管理運営共同事業体 [佐賀県立21世紀県民の森]（森林整備課）	21

## 2-2 各所管課及び関係課に対するもの

### 【出資団体等関係】

男女参画・県民協働課（公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団）	22
新産業・基礎科学課（公益財団法人佐賀県地域産業支援センター）	23
林業課（財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金）	23
道路課（佐賀県道路公社）	23
警察本部組織犯罪対策課 （公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター）	24

### 【補助金等交付団体関係】

消防防災課（公益財団法人佐賀県消防協会）	24
男女参画・県民協働課 （武雄市ICT寺子屋人材育成事業協議会ほか4団体）	24
人権・同和対策課（部落解放同盟佐賀県連合会）	25
人権・同和対策課（全日本同和会佐賀県連合会）	25
こども未来課（学校法人佐賀マリア学園ほか74団体）	26
こども未来課（学校法人旭学園ほか19団体）	26
こども未来課（学校法人旭学園ほか8団体）	27
こども未来課（学校法人旭学園ほか5団体）	28
こども未来課（学校法人旭学園ほか8団体）	28
こども未来課（学校法人旭学園ほか46団体）	28
有明海再生・自然環境課（特定非営利活動法人有明海再生機構）	29
循環型社会推進課（株式会社鶴松造園建設ほか2団体）	30

スポーツ課（佐賀県プロサッカー振興協議会）	31
長寿社会課（社会福祉法人寿楽園ほか2団体）	31
長寿社会課（社会福祉法人慈恵会ほか23団体）	32
障害福祉課（特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家）	33
障害福祉課（社会福祉法人東方会ほか6団体）	33
障害福祉課（就労支援室）（アメリカパン株式会社ほか3団体）	34
医務課（一般社団法人唐津東松浦医師会ほか7団体）	34
医務課（地域医療体制整備室）	
（社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会ほか2団体）	35
医務課（地域医療体制整備室）	
（独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター）	36
医務課（地域医療体制整備室）	
（独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターほか2団体）	36
健康増進課（独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター）	36
健康増進課（独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターほか2団体）	37
健康増進課（独立行政法人国立病院機構東佐賀病院）	37
新エネルギー課（株式会社ゼネシスほか1団体）	38
企業立地課（株式会社ビジョンほか5団体）	39
雇用労働課（佐賀県職業能力開発協会）	39
雇用労働課（さがものづくり振興協議会）	40
流通課（新うまい佐賀のりづくり運動推進本部）	40
商工課（小城商工会議所ほか25団体）	41
生産者支援課（佐賀玄海漁業協同組合）	41
生産者支援課（佐賀県農業協同組合）	42
林業課（鹿島嬉野森林組合ほか17団体）	42
農地整備課（佐賀東部土地改良区ほか2団体）	43
農地整備課（上場土地改良区ほか3団体）	43
空港課（全日本空輸株式会社）	43
空港課（株式会社タビックスジャパンほか5団体）	44
空港課（有明佐賀空港活性化推進協議会）	45
新幹線・地域交通課（JR九州株式会社ほか2団体）	45
港湾課（松浦通運株式会社）	45

#### 【公の施設の指定管理団体関係】

人権・同和対策課（一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会 [佐賀県解放会館])	46
まなび課（みんなの森・らららグループ北山少年自然の家運営共同事業体 [佐賀県北山少年自然の家])	46
スポーツ課（セイカスポーツグループ [市村記念体育館][佐賀県総合運動場][佐賀県総合体育館])	47

障害福祉課（社会福祉法人佐賀ライトハウス [佐賀県立点字図書館]）	・・・	48
生産者支援課（特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会 [佐賀県射撃研修センター]）	・・・	48
建築住宅課（株式会社マベック、川原建設株式会社 [県営住宅]）	・・・	49
森林整備課（さが21県民の森管理運営共同事業体 [佐賀県立21世紀県民の森]）	・・・	49

**【関係課】**

財務課	.....	50
職員課	.....	51



# 1 重要な指摘事項に係る措置事項

## 1-1 補助金等交付団体関係

### 1-1-1 団体に対するもの

監 査 対 象 団 体	アメリカパン株式会社
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 9 月 17 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の算定で、補助対象外経費を含めて補助金を申請し、過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>施設の大規模改修工事で、施設内に補助対象施設と補助対象外施設（一般事業所）が混在した建物となっていたが、工事の内容に変更が生じたにもかかわらず、補助金変更承認申請書を提出しないまま事業を実施し、補助対象外経費を含めて補助対象事業として実績報告書を提出し、過大に補助金を受領していた。</p> <p>補助金過大受領額 1,246,000 円</p> <p>(表略)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：障害福祉課】</b></p> <p>○ 今後、同様な事態が発生しないよう、補助事業の実施にあたって変更が生じる場合は、事前に県へ協議を行うよう指導した。</p> <p>なお、過大受領の補助金については、平成 26 年 5 月 29 日に全額返納された。</p>

### 1-1-2 所管課に対するもの

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀学園
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金の算定を誤り、過大に交付しているものがあった。</p> <p>補助金の変更交付申請の際に、所管課は、調整割算定のための資料として、教員の研修への派遣人員を報告させているが、実人員、延べ人員のどちらを記載すべきかを明示していなかった。また、参加者名簿を求めずして実人員を確認していなかった。</p> <p>このため、調整割の算定を誤り、137,000 円の補助金を過大に交付していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助対象経費については精査し、適正な事務処理を行うよう努める。</p> <p>過大に算定したものについては、交付要綱に基づき、平成 25 年度交付金で調整を行った。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	アメリカパン株式会社
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【障害者自立支援基金特別対策事業費（基盤整備事業等）補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金の額の確定で、実績報告書の審査及び現場確認が不十分で補助金を過大に交付しているものがあつた。</p> <p>施設の大規模改修工事に対する補助金で、施設内に補助対象施設と補助対象外施設（一般事業所）が混在した建物となっていたが、補助事業者が補助対象外経費を含めて実績報告書を提出しているにもかかわらず、所管課は、額の確定に際し、現場での確認を行わずに、補助金を過大に交付していた。</p> <p>補助金過大交付額 1,246,000 円</p> <p>(表略)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 過払金分は平成26年5月29日に返納された。今後は、補助金額の確定時における実績報告書の審査及び現場確認については、厳格に行うよう改めて職員に周知した。</p>

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【県立病院移転改築事業負担金関係】</b></p> <p>(1) 負担金の算定で、控除すべき補助金収入の算定を誤り、平成24年度の負担金額を過大に支出しているものがあつた。</p> <p>負担金過大支出額 3,369,000 円</p> <p>(表略)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 過大支出額については、平成26年3月25日に返納された。今後は、所管課及び法人担当者間での情報交換を緊密に行い、算定額誤りの再発防止を図る。</p>

## 2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

### 2-1 各団体に対するもの

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 (佐賀県男女共同参画センター・佐賀県生涯学習センター)
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 8 月 9 日
(監査の結果)  (1) 契約事務について、適正でないものがあった。 イベント時等の一時保育業務で、契約書では業務日誌で契約履行を確認することとしているが、館外での一時保育分は業務日誌が作成されていなかった。	(措置の内容) 【所管課：男女参画・県民協働課、まなび課】 ○ 今後は、契約内容を遵守し、業務日誌の作成を徹底するよう指導し、実地検査において確認することとした。

監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 15 日
(監査の結果)  (1) 理事会の出席率で改善を要するものがあった。 理事会を連続して欠席している理事が見受けられるなど、理事の出席率が低調であり、財団の適正な運営のため是正を図る必要がある。  (2) 会計処理で、適正でないものがあった。 消耗什器備品費及び修繕費として費用処理されているもののうち、固定資産として計上すべきものがあった。	(措置の内容) 【所管課：循環型社会推進課】 ○ 今後、財団理事会へ理事全員が出席できるように、事前の日程調整及び各理事への出席要請を見直すよう、財団へ周知を行った。  ○ 再発防止のため、資産を適正に計上するよう財団へ周知した。なお、誤って費用処理していたものは、翌年度資産として計上したことを確認した。

監 査 対 象 団 体	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 (旧 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館)
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 24 日
(監査の結果)  (1) 内部監査の充実に努められたい。	(措置の内容) 【所管課：医務課】 ○ 法人に対して、今後、内部監査の区分ごとに

<p>毎年度毎に内部監査の区分（業務監査、会計監査、特別調査）ごとに内部監査計画書を策定し、実施することとされているが、この計画書が策定されていなかった。</p>	<p>内部監査計画書を策定し、内部監査の充実に努めるよう指導を行った。</p>
---	---

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>公益財団法人佐賀県地域産業支援センター (佐賀県地域産業支援センター、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 25 年 10 月 11 日、10 月 16 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 通勤手当の認定で、誤りがあった。 通勤手当の支給基準は、「県の一般職の職員の例による」とされているが、県の一般職の職員には支給されない、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の者に手当が支給されていた。</p> <p>(2) 休日勤務手当に関する規定が整備されていなかった。 国民の祝日に関する法律に規定する休日に勤務した職員に時間外勤務手当が支給されていた。規定を整備したうえで休日勤務手当として支給すべきであった。</p> <p><b>【さが農商工連携応援基金事業資金貸付関係】</b></p> <p>(1) 貸付金による補助事業の事務処理で適正でないものがあった。 貸付金による補助事業で、農商工連携での新商品開発に係る機械購入費等を助成しているが、実績報告書に添付された見積合わせに係る見積書の日付が、契約書や領収書の日付より後になっているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：新産業・基礎科学課、商工課、雇用労働課、国際戦略グループ】</b></p> <p>○ 団体に対し、通勤手当についての最新の認定基準を確認の上で、認定を行うよう指導し、誤って認定されていた通勤手当認定を遡って取り消したうえで、返納させるよう指導した。 また、該当する補助金の返納について、平成25年11月8日付で通知し、平成25年11月20日に返納されている。</p> <p>○ 団体の「役員及び職員の給与に関する規程」に休日勤務手当を設けるよう指導した結果、平成25年10月1日付で規定施行し、休日に勤務した職員には休日勤務手当を支給するように改められたことを確認している。</p> <p>○ 平成25年度からは、補助事業の採択者説明会を実施し、契約、支出等の事務手続きと証拠書類の保管について、理解促進を図り、適切な書類作成や証拠書類の保管について採択者への周知徹底を図るとともに、審査を適正に行うよう団体に指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	社団法人佐賀県畜産公社
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 31 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 製造品の在庫管理で適正でないものがあつた。 月末に棚卸が実施されているが、職員への掛売り分については販売日報に記載されていないため、販売日報の販売量を累計しても月末の在庫量との照合ができなかつた。</p> <p>(2) 契約事務について、適正でないものがあつた。 計量器検定業務委託において、計量器、基準器、質量基準器の数量及び証明手数料単価が変更されているにもかかわらず、変更契約を行わず、契約額と異なる金額を支払っていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：畜産課】</p> <p>○ 製造品の職員への掛売り分についても、販売日報に記載して管理するように改善された。</p> <p>○ 平成 25 年 11 月 1 日に、実際の計量機、基準器、質量基準器の数量及び証明手数料に基づいた内容で平成 25 年度契約の変更がなされた。</p>

監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 旅費規程に旅費の支給額が定められていなかった。 ① 旅費支給については県に準じて運用されており、旅費規程で、旅費の支給額は佐賀県職員等の旅費に関する条例に準じ別に定めると規定しているが、別に定められていなかった。 ② 旅費支給額計算で、航空運賃に該当しない旅客施設使用料を旅費として支給していた。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可で適正でないものがあつた。 事務所として林業課内に 6 m<sup>2</sup> (2 名分) の使用許可 (期間：H23. 4. 1～H25. 3. 31) を受け</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：林業課】</p> <p>○ 財団に対し、旅費規程について、佐賀県条例に準じ、一部改正するよう指導を行った結果、平成 25 年 11 月 11 日付けで、一部改正を行い、是正された。</p> <p>○ 財団に対し、旅費支給計算について適正に計算するよう指導を行った。今後の再発防止にあたり、チェック体制の充実を図り、確認が徹底するよう改善を図った。</p> <p>○ 財団に対し、行政財産使用許可の事務手続きについて適正を図るよう指導するとともに、許可内容と異なる使用をしていた旨を県資産活用課に報告するよう指導した結果、財団は平成</p>

<p>ているが、許可内容と異なり、平成24年度は3名分事務所として占有していた。また、管理費（電気料等）も、平成24年度は2名分か支払われていなかった。</p> <p><b>【佐賀県森林整備加速化・林業再生事業補助関係】</b></p> <p>(1) 財団の規程で見直しを要するものがあつた。  森林組合等に対して財団から補助金（森林・林業人材育成加速化事業費補助金）が概算払により支払われていたが、財団の会計規程に定める概算払できる経費に補助金が含まれていないため、見直しについて検討されたい。</p>	<p>26年3月7日に管理費の追加徴収分を納入された。</p> <p>○ 財団に対し、会計規程において、概算払のできる経費に補助金を速やかに定める指導を行った結果、財団は平成25年7月9日付けで、一部改正を行い、是正された。</p>
--	--

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>佐賀県土地開発公社</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成25年10月17日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 会計の事務処理で、適正でないものがあつた。  佐賀県土地開発公社会計規程では、事務引継に当たっては、その保管する現金及び物品、帳簿書類の目録を作成し、関係諸帳簿を確認のうへ、双方連署して押印するものとしてされているが、事務局長の事務引継に当たって、目録が作成されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：土地対策課】</b></p> <p>○ 佐賀県土地開発公社に事務局長の事務引継書について、監査後、直ちに関係書類の目録を作成し、双方署名押印のうへ保管するよう指導した結果、適正な会計の事務処理が行われたことを確認した。</p>

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>佐賀県道路公社</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成25年10月17日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 予算執行計画が作成されていなかった。  佐賀県道路公社会計事務取扱細則では、四半期ごとに予算執行計画を作成することとされているが、作成されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：道路課】</b></p> <p>○ 予算執行計画の作成については、佐賀県道路公社会計規程（第12条）等より資金収支計画の作成を四半期ごとに作成されており、これにより予算の執行計画が把握できることから、予算執行計画に係る規定は平成26年3月末で削除されていることを確認している。</p>

<p>(2) 減価償却費の算定に誤りがあった。 佐賀県道路公社会計規程において、減価償却は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数により行うことを規定しているが、建物について、減価償却期間を同省令の規定を超える65年とし、減価償却費の算定を誤っているものがあった。</p>	<p>○ 佐賀県道路公社に対し、建物の減価償却の指導を行った結果、建物の減価償却については、平成25年度の決算において修正が行われていることを確認している。</p>
---	--

監 査 対 象 団 体	武雄市 I C T 寺子屋人材育成事業協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 6 月 24 日
<p>(監査の結果) <b>【佐賀県新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の実施で、適正でないものがあった。 補助事業に関する事業計画について、協議会の承認がメール等を利用して行われているが、協議会規約にその旨が規定されていなかった。</p> <p>(2) 金銭出納事務で、適正でないものがあった。 ① 会計処理規定第 11 条では、金銭を収納したときは、日々遅滞なく銀行に入れることとされているが、月末などにまとめて入金されていた。</p> <p>② 領収書のあて名が「武雄市 I C T 寺子屋人材育成事業協議会」となっていないものがあった。</p>	<p>(措置の内容) <b>【所管課：男女参画・県民協働課】</b></p> <p>○ 規約第 7 条第 3 項において「協議会会議の議事は、出席した委員の過半数で決し」とされていたが、「総会や会議は、書面及びWEBやSNSなどの I C の利活用により実施することができる」との改正がなされ、適正な事務処理が行われている。</p> <p>○ 会計処理規定第 11 条第 1 項において「金銭を収納したときは、日々遅滞なく銀行に入れ、支出に充ててはならない」とされていたが、「金銭の入出金があったときは、現金及び現金出納帳の確認を遅滞なく行うものとする」との改正がなされ、適正な事務処理が行われている。</p> <p>○ 本モデル事業は平成 24 年度をもって終了しているが、関係者に対し、補助事業に係る領収書は「武雄市 I C T 寺子屋人材育成事業協議会」あてとするべきであったなど、適切な事務処理について説明を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	部落解放同盟佐賀県連合会
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 7 月 22 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【部落解放同盟佐賀県連合会補助金関係】</b></p> <p>(1) 給与規程が整備されていなかった。 給与の支出根拠となる給与規程が整備されていなかった。</p> <p>(2) 復命書が作成されていないものがあった。 旅費に関する規程では、出張者は出張の経緯を委員長に復命しなければならないと規定されているが、県外出張等において、復命書が作成されていないものが散見された。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：人権・同和対策課】</b></p> <p>○ 部落解放同盟佐賀県連合会において、平成 26 年 7 月の役員会議で給与規程が承認され、7 月分の給与から同規程の適用を受けている。</p> <p>○ 県外出張にあたっては、復命書を作成し確認するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	全日本同和会佐賀県連合会
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 7 月 18 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【全日本同和会佐賀県連合会補助金関係】</b></p> <p>(1) 旅費（宿泊費）の算定で、旅費規則と異なっているものがあった。 旅費（宿泊費）の支給にあたり、旅費規則で定める宿泊費単価とは異なる額を支給していた。 宿泊費の特別調整が必要となる場合には、理由などを明示した伺い書を作成のうえ、上司の承認を得る必要があった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：人権・同和対策課】</b></p> <p>○ 旅費の支給に当たっては、旅費規則に沿って適正に事務処理を行い確認するよう指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀マリア学園 (旧 宗教法人カトリック福岡司教区)
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 8 月 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金申請で、園児数を誤って算定し、過大に補助金を受領しているものがあった。 補助金算定の基礎となる園児数を確認不足により、本来より 2 名多い人数で申請書等を</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：こども未来課】</b></p> <p>○ 平成 25 年 7 月 25 日付けで法人から当該補助金に関する実績報告書の再提出があり、7 月 31 日付けで超過交付額について返還するよう通知した。当該返還金については、8 月 13 日に</p>



作成し、141,562 円の補助金を過大に受領していた。 (監査時点で、過大な補助金については返還手続き中。)	収納済である。
--	---------

監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。</p> <p>平成 25 年 4 月 30 日付けで報告された平成 24 年度の実績報告書において、補助対象外とすべき経費の一部を補助事業に要した経費として報告し、結果として、74,567 円の補助金を過大に受領していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生生徒費(体験入学手伝い生徒昼食) H24. 8/30 68,940 円</li> <li>・ 負担金(神社協賛金) H24. 10/31 3,000 円</li> <li>・ 広報費(中学校訪問時持参菓子代) H24. 11/29 59,494 円</li> <li>・ 負担金(神社協賛金) H25. 1/31 3,000 円</li> <li>・ 広報費(体験入学手伝い生徒昼食代) H25. 3/27 14,700 円</li> </ul> <p>補助対象外とすべき経費の計 149,134 円 (うち補助金相当額 74,567 円)</p> <p>(2) 契約方法で会計規程に反しているものがあつた。</p> <p>会計規程では、金額が5万円を超える場合は、特別の場合を除き指名競争契約の方法によることを定めているが、特別の事由がないにもかかわらず単一随意契約を行っているものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(例)・ 消耗品 (テレビ 2 台購入、A社) H24. 12/21 182,870 円</li> <li>・ 消耗品 (塩化カルシウム B社) H25. 1/31 130,000 円</li> </ul>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：こども未来課】</b></p> <p>○ 今後は補助対象外経費を含めることのないよう、適正な事務処理について指導した。</p> <p>過大に算定したものについては、交付要綱に基づき、平成 25 年度交付金で調整を行った。</p> <p>○ 今後は会計規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>

<p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、平成 25 年 4 月 30 日付けで報告された平成 24 年度の実績報告書において、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育に係る経費 (ふたば幼稚園) 15,883 円</li> <li>・実習反省会費補助 (ふたば幼稚園) 141,000 円 (ひしのみ幼稚園) 51,500 円</li> </ul> <p><b>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、ひしのみ幼稚園の事業実績報告書では、実施時間は 14 時からとしており、預かり保育担当職員の勤務開始時間を 14 時からとすべきところを 13 時からとして従事時間数及び人件費を計算し、補助対象経費に計上していた。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(正)</td> <td style="text-align: center;">(誤)</td> </tr> <tr> <td>従事時間数</td> <td style="text-align: center;">1,960 時間</td> <td style="text-align: center;">2,032 時間</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: center;">2,188,331 円</td> <td style="text-align: center;">2,260,972 円</td> </tr> </table>		(正)	(誤)	従事時間数	1,960 時間	2,032 時間	人件費	2,188,331 円	2,260,972 円	<p>○ 今後は補助対象外経費を含めることのないよう、適正な事務処理について指導した。</p> <p>○ 平成 25 年 9 月 12 日付けで法人から当該補助金に関する実績報告書の再提出があった。(補助金額には影響なし)</p>
	(正)	(誤)								
従事時間数	1,960 時間	2,032 時間								
人件費	2,188,331 円	2,260,972 円								

監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀学園
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 8 月 6 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立高等学校授業料減免補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書類に不備があった。</p> <p>補助金交付申請書に添付すべき授業料減免申請書(写し)が、一部不足していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：こども未来課】</b></p> <p>○ 申請に必要な書類について不備がないよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人有明海再生機構
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 8 月 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【特定非営利活動法人有明海再生機構調査研究支援事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 間接補助事業の補助条件が適正でなかった。 「有明海再生に関する研究等助成」として、大学等の研究者等が有明海の再生を目的として実施する調査・試験・研究に必要な経費の助成を行っているが、補助金交付要綱に定める助成金を交付する条件を付していないものがあった。</p> <p>(2) 旅費の支出において、証拠書類が不備なものがあった。 同日出張で2名に対し県外出張旅費が支出されているが、実費支給であるにもかかわらず1名分の領収証が保管されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：有明海再生・自然環境課】</b></p> <p>○ 間接補助事業を行う際は、補助金交付要綱に定める条件を付すように指導した。 なお、平成 25 年度以降は、間接補助事業を行っていない。</p> <p>○ 旅費（宿泊パック料金）については、他の1名と同額だったため、領収書が保管されていなかった。 今後、旅費を支出する際は、各人ごとに証拠書類を確認し、保管するよう指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人慈恵会																		
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 8 月 19 日																		
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県経費老人ホーム事務費補助金関係】</b></p> <p>(1) サービスの提供に要する費用（本人徴収額）の算定で、誤りがあった。 サービスの提供に要する費用の本人徴収額の算定の際に、必要経費として租税額を控除しなかったため、本人徴収額の算定を誤り、過大に徴収していた。</p> <p>(事例) (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正当額</th> <th>誤認定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入額 ①</td> <td>2,565,564</td> <td>2,565,564</td> </tr> <tr> <td>必要経費 ②</td> <td>297,518</td> <td>212,418</td> </tr> <tr> <td>収入認定額 ③=①-②</td> <td>2,268,046</td> <td>2,353,146</td> </tr> <tr> <td>収入階層区分</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>事務費本人徴収額（月額）</td> <td>40,000</td> <td>45,000</td> </tr> </tbody> </table>		正当額	誤認定額	収入額 ①	2,565,564	2,565,564	必要経費 ②	297,518	212,418	収入認定額 ③=①-②	2,268,046	2,353,146	収入階層区分	9	10	事務費本人徴収額（月額）	40,000	45,000	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：長寿社会課】</b></p> <p>○ 施設に対して、過大に徴収していた本人徴収額について、入所者本人に速やかに返金するよう指導した。 施設からは、平成 25 年 9 月 3 日に返金した旨、また、複数の者によるチェックを実施し、再発防止を徹底する旨の報告があった。</p>
	正当額	誤認定額																	
収入額 ①	2,565,564	2,565,564																	
必要経費 ②	297,518	212,418																	
収入認定額 ③=①-②	2,268,046	2,353,146																	
収入階層区分	9	10																	
事務費本人徴収額（月額）	40,000	45,000																	

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 11 月 14 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費（障害者地域移行体制強化事業関係）補助金関係】</b></p> <p>(1) モデル事業実施報告が作成されていなかった。</p> <p>事業実施要綱において、事業実施後はモデル事業実施報告を作成し、県に提出するよう定められているが、作成されていなかった。</p> <p>(2) 補助金交付要綱に定める知事への報告がなされていなかった。</p> <p>補助金の交付条件で、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入れ控除額が確定した場合は知事に報告することとなっているが、知事への報告がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：障害福祉課】</b></p> <p>○ 今後、同様な事態が発生しないよう、事業実施要綱を遵守するよう指導した。</p> <p>○ 今後は、同様な事態が発生しないよう、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入れ控除額の報告を行うよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人東方会
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 24 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係（障害者就労支援センター）】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の算定に一部誤りがあった。</p> <p>補助対象経費を算定するに当たり、補助対象外工事に係る共通仮設費及び諸経費を補助対象経費に含めていた。また、補助対象となる太陽光発電設備工事に係る電気設備工事に係る部分を含めていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：障害福祉課】</b></p> <p>○ 補助対象経費の算定にあたっては、関係経費について再度精査を行い、再発防止を徹底するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人鹿陽会
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 28 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請で、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付申請書に添付された平成 24 年度歳入歳出予算書抄本の歳出予算額（原本と相違ないとの証明あり）と法人で議決されていた歳出予算額が異なっていた。</p> <p>添付書類としては歳入歳出予算（見込）書抄本とされていることから、所管課と協議すべきであった。</p> <p>(2) 財産の管理について、適正でないものがあった。</p> <p>補助対象物件を知事の承認を受けずに担保に供していた。</p> <p>担保物権の種類      抵当権（根抵当権）  設定年月日            平成 25 年 5 月 31 日</p> <p>(3) 補助事業の執行で、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業の執行にあたり、平成 25 年 1 月 10 日の請負業者等との工事執行に係る工程会議において、工事完了引渡しは 5 月 10 日に予定されていることを認識していたにもかかわらず、同日付けで県へ提出した工事進捗報告では、年度内に完了すると報告し、その後も工期変更について報告を行わないまま、3 月 22 日に年度内での事業完了が困難となったことを所管課に対し口頭で報告していた。</p> <p>的確な工事進捗報告を行うとともに、報告内容や事業計画に変更が生じることとなった場合などにあっては、速やかに県へ報告のうえ、必要な指示を受けるようにされたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：障害福祉課】</b></p> <p>○ 今後、同様な事態が発生しないよう、厳格な事務処理を徹底するよう指導した。</p> <p>○ 平成 26 年 1 月 31 日付けで（普通）抵当権へ設定が変更された。</p> <p>今後、同様な事態が発生しないよう、法人財産の厳格な管理を徹底するよう指導した。</p> <p>○ 今後、同様な事態が発生しないよう、工事進捗状況報告をはじめとする補助事業執行における県への報告等については、迅速かつ的確に行い、必要な指示を受けるよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	アメリカパン株式会社
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 9 月 17 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 変更承認申請書の提出が遅れていた。</p> <p>所管課の口頭承認は受けていたものの、交付申請時の機器構成に含まれていない業務用冷蔵庫、冷凍庫等について、契約を行った後に、補助事業の内容変更を伴う変更承認申請書を提出していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：障害福祉課就労支援室】</b></p> <p>○ 今後、同様な事態が発生しないよう、適切な事務処理を徹底するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人唐津東松浦医師会
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 16 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【質の高い看護職員養成確保対策事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書に、実施した事業の一部が記載されていなかった。</p> <p>学習環境整備事業として事業計画書にあげられている施設見学や研究学会聴講の事業が、事業報告書に記載されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：医務課】</b></p> <p>○ 平成 25 年度事業の実績報告にあたっては、適正に報告を行うよう指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人鳥栖三養基医師会
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 18 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【看護師等養成所運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、職員 1 名の 5 月支払の通勤手当に、前年度の未払い金 4,380 円を加算して支払い、全額を補助対象経費として実績報告をしていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：医務課】</b></p> <p>○ 実績報告書の作成にあたっては、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県薬剤師会
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 30 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県薬剤師臨床技術向上事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の効果発現が遅れていた。</p> <p>補助金交付申請書では、研修会を3回実施することとされていたが、研修会は1回しか開催されていなかった。</p> <p>補助事業の効果が早期に発現されるよう、事業決定後は速やかに機器類を整備のうえ、計画的に研修会を開催するべきであった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：薬務課】</b></p> <p>○ 補助事業に関して計画的な事業遂行のため、適切に進捗状況を確認することとし、補助事業者に対して指導の徹底を図った。</p>

監 査 対 象 団 体	小城商工会議所
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 7 月 4 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 給与規則で、見直しを要するものがあった。</p> <p>① 給料表の等級毎に基準となるべき標準的な職務の級の分類を、当商工会議所の給与規則別表第2において定めているが、規定の整備が遅れたまま別表に定める等級ごとの役職と異なる運用を行っているものがあった。</p> <p>② 時間外勤務手当の端数処理で、当商工会議所の給与規則では、確定金額に端数がある場合は50銭未満は切捨て、50銭以上は切上げすることとされているが、運用では1時間当たりの給与単価(給与月額から算定した1時間当たりの給与額に支給率を乗じたもの)を算定する際に端数処理(円未満切上げ)をしていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：商工課】</b></p> <p>○ 職員の給与について、支給する給料の等級が給与規則別表第2に適合するよう、平成26年4月から格付を見直し、平成26年度中に、給与規則の改正を行う旨の報告を受けている。</p> <p>○ 平成26年3月に時間外勤務手当が生じたため、給与規則に沿って、確定金額に端数がある場合は50銭未満は切捨て、50銭以上は切上げて支給した旨の報告を受けている。</p> <p>今後も、給与規則に沿った支給を行うように指導する。</p>

監 査 対 象 団 体	武雄杵島森林組合
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 11 月 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県造林事業補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の事業管理で、適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県造林事業実施要領運用規程において、写真は、施行地、施業内容（間伐率、枝下高等を含む）、黒板等で分かるように撮影することとされているが、施行地、施業内容が撮影されていないものや、撮影されてはいるものの不鮮明なものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：林業課】</b></p> <p>○ 造林事業担当職員の教育に努めると共に、管理者において、適正な写真管理が実施されているか適宜確認を徹底することとされた。</p>

監 査 対 象 団 体	松浦通運株式会社
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 9 月 30 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【平成23年度佐賀県港湾機能施設整備事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の年度繰越に伴う現年度の出来高に関する実績報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 実績報告書の添付書類である補助事業決算明細書に記載漏れ及び記載誤りがあった。</p> <p>① 補助対象経費（計画）欄が空欄となっていた。</p> <p>② 補助対象経費欄の値引き額17,700,000円が、補助対象外経費に係る値引き額を含んだ金額となっていた。</p> <p>(3) 取得財産等管理台帳が整備されていなかった。</p> <p>補助金等交付要綱では取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理することとされているが、台帳を整備していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：港湾課】</b></p> <p>○ 補助事業の年度繰越に伴う現年度の出来高に関する実績報告書を速やかに提出するよう指導し、平成 26 年 3 月 31 日付けで、実績報告書を受理した。</p> <p>○ 実績報告書の添付書類である補助事業決算明細書の補助対象経費（計画）が空欄となっていたため、適切な記述を行うよう指導し、修正後の書類を提出させた。</p> <p>○ 補助対象経費欄の値引き額に誤りがあったため、正しい内容への訂正を指導し、修正後の書類を提出させた。</p> <p>○ 取得財産等管理台帳を速やかに整備するよう指導し、整備後の台帳を提出させた。</p>



監 査 対 象 団 体	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 10 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【新うまい佐賀のりづくり運動推進本部負担金関係】</b></p> <p>(1) 予算の編成手続に係る規定で、見直しを要するものがあつた。</p> <p>6月に開催されている本部委員会の前に必要な4月から6月分の予算について、暫定収支予算が作成され、書面議決により承認されているが、書面議決について規約等に定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：流通課】</b></p> <p>○ 書面決議について規約等に定めるよう指導した結果、平成 26 年 3 月 24 日に開催した委員会において、新うまい佐賀のりづくり運動推進本部規約に議決の省略について規定された。</p>

監 査 対 象 団 体	有明佐賀空港活性化推進協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 8 月 22 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【有明佐賀空港活性化推進協議会負担金関係】</b></p> <p>(1) 事業の執行手続きで、適正でないものがあつた。</p> <p>当協議会では、平成 24 年 9 月の尖閣問題を受け、上海利用者が激減したことから、急遽、上海便ツアー創出支援事業に取り組むこととなった。</p> <p>その際、事業実施に早急に取り組むため、協議会規約に定める事業計画の変更及び補正予算の作成をしないままに、予算の流用で事業を実施しているものがあつた。</p> <p>協議会規約では、「会長は、総会及び理事会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について専決することができる。」と規定されているが、手続きが取られないままに、事業が実施されていた。</p> <p>事業名：佐賀空港活用上海便ツアー創出支援事業広告費助成金 平成 24 年度支出額：1,786,515 円 (11 件)</p> <p>(2) 協議会会計規程に定める出納整理期間 (4 月 30 日) を越えて会計処理をしているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：空港課】</b></p> <p>○ 当該事業については、事業計画の変更及び補正予算の作成をせずとも予算の流用で対応できるとの判断の下、有明佐賀空港活性化推進協議会会計規程第 8 条に基づき、予算の流用により事業を執行されたものであつた。</p> <p>今後は、適切な事業の執行に努めるよう、団体に対して指導の徹底を図つた。</p> <p>○ 今後、協議会会計規程に沿って出納整理期間を厳守するように、団体に対して指導の徹底を図つた。</p>

<p>支出件数 6件  支出額 1,728,074円  前渡金精算 2件  返納額 6,285円</p> <p>(3) 契約事務で適正でないものがあつた。</p> <p>① 契約書の契約内容に記載誤りがあつた。  件名： 日刊新聞紙面広告  (契約額 1,612,800円)  掲載回数：全3段・月1回  計12回(正) → 10回(誤)  3段1/2・月3回  計36回(正) → 30回(誤)</p> <p>② 契約内容の一部で契約条件に従って履行されていないものがあつた。  朝夕2回のラジオスポットCM契約であるにもかかわらず、契約期間28日間のうち6日間は朝2回のCMとなっており、夕方のCM履行がなされていなかった。</p> <p>③ 請書を提出させていないものがあつた。  会計規程では50万円を超える契約では請書を提出させる必要があるが、これを怠っているものがあつた。  有明佐賀空港アクセス対策PRチラシ・ポスターの製作  (契約額 732,270円)</p>	<p>○ 適正な事務処理を行うよう、団体に対して指導の徹底を図つた。</p> <p>○ 今後、当初契約内容に変更が生じた場合は、仕様書の変更を取り交わすよう、団体に対して指導の徹底を図つた。</p> <p>○ 適正な事務処理を行うよう、団体に対して指導の徹底を図つた。</p>
---	--

監 査 対 象 団 体	佐賀県農業協同組合
監 査 執 行 年 月 日	平成25年10月9日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【農業近代化資金利子補給事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補給金交付申請書の提出が遅れていた。  7月20日付けで提出された上期の補給金交付申請書に不備が多く、補正に時間を要し、正式に受け付けられたのが3月29日であった。</p> <p style="margin-left: 40px;">提出期限 平成24年7月20日  受理日 平成25年3月29日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：生産者支援課】</b></p> <p>○ 補助金交付申請にあたっては、期限を厳守させるとともに、交付申請を行う際は、正確な申請を行うよう関係団体に対して指導の徹底を行った。</p>

<p><b>【就農施設等資金貸付金関係】</b></p> <p>(1) 繰上償還手続きで、遅延しているものがあった。</p> <p>借り受けた就農施設資金に余剰が生じときには、就農支援資金佐賀県貸付金貸付等要領に基づき、速やかに繰上償還すべきところを、繰上償還手続きが遅延しているものがあった。</p>	<p>○ 就農施設資金の余剰金については、速やかに償還手続きを実施し、今後、同様の事例が発生しないよう関係団体に対して指導の徹底を行った。</p>
---	---

<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体 (佐賀県立宇宙科学館)</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 25 年 10 月 18 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県立宇宙科学館関係】</b></p> <p>(1) 公有財産施設使用許可に関する取扱いで、適正でないものがあった。</p> <p>館内利用者の利便性を確保するため、館内(一階部分)で飲食業務を出店させていたが、管理運営に関する協定書に定める県に対する行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。</p> <p>(2) 施設の維持管理業務委託で、適正でないものがあった。</p> <p>① 施設の維持管理業務委託契約書で、業務の範囲及び処理の基準は、別途仕様書で定めることとされているが、仕様書が保管されておらず、業務内容が委託業者任せとなっているものがあった。</p> <p>契約の相手方 (株)マベック 契約金額 49,563,360 円 業務内容 設備運転管理業務他 25 件</p> <p>② 維持管理業務のうち、「特殊建築物定期調査報告業務」の業務完了報告書を受領していなかった。</p> <p>調査実施時期 平成 24 年 11 月 契約額 226,800 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【所管課：文化課】</b></p> <p>○ 飲食施設事業については、指定管理業務の中で提案型事業と位置付けている。多客日における館内での飲食業務出店については、指定管理者の指定申請書及び事業計画書に記載されており、県もこれを承認していることから、目的外使用にあたらぬと考えている。なお、計画書等で予め承認を行っていない施設の利用(目的外使用)については、適正な事務処理を行うよう指定管理者に確認(指導)した。</p> <p>○ 業務仕様書が別に保管されていたため、契約書への添付を指導し、添付されたことを平成 25 年 11 月に確認した。</p> <p>○ 委託業者から報告書を受領したことを平成 25 年 11 月に確認するとともに、受領の徹底を指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	みんなの森・らららグループ北山少年自然の家 運営共同事業体 (北山少年自然の家)
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 30 日
(監査の結果) 【公の施設：北山少年自然の家関係】 (1) 備品の管理で、適正でないものがあった。 事務用のパソコンが壊れて使用できなくなったため倉庫に保管されていた。県に報告のうえ処分等について協議が必要であった。  (2) 管理運営業務仕様書で示された内容を満たしていないものがあった。 管理運営業務仕様書で、貸与する車両にかかる自動車保険については、対人・対物は無制限、搭乗者は1千万円以上に加入することとされているが、搭乗者保険に加入していなかった。	(措置の内容) 【所管課：まなび課】 ○ 今後は佐賀県少年自然の家管理運営仕様書に則り、速やかに報告を行うよう指導した。 なお、事務用パソコンについては、適切に処分が行われたことを確認した。  ○ 佐賀県少年自然の家管理運営仕様書の内容を再度確認し、仕様書に示された内容を満足するよう指導した。 なお、自動車保険については、管理運営義務仕様書に示されたとおり、搭乗者傷害1千万円に追加加入したことを確認した。

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会 (佐賀県射撃研修センター)
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 8 月 1 日
(監査の結果) 【公の施設：佐賀県射撃研修センター関係】 (1) 事業報告の一部に誤りがあった。 管理運営業務の実施状況に係る報告内容で、下記のとおり誤りがあった。 ① 管理者の経歴又は資格における銃所持歴及び狩猟歴は36年であるにもかかわらず、35年と記載していた。 ② 施設の休場日が毎週火曜日・水曜日・木曜日となるのは、11月15日から翌年2月15日までの間であるにもかかわらず、1月15日から翌年2月15日までと記載していた。 また、年末年始休場日は12月29日から1月3日であるにもかかわらず、2月29日から1月3日までと記載していた。 ③ 自主事業業務の実包販売について、年間	(措置の内容) 【所管課：生産者支援課】 ○ 実績報告等の事務処理にあたっては、県への提出前に正しく記載されているか十分に確認して適切に事務処理を行うよう、団体に対し指導した。

計画個数は 75,000 個であるにもかかわらず、50,000 個と記載していた。	
---	--

監 査 対 象 団 体	川原建設株式会社 (唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、有田町及び大町町に存する県営住宅など)
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 7 月 26 日
(監査の結果) 【公の施設：唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、有田町及び大町町に存する県営住宅関係】 (1) 実施状況の報告で、誤っているものがあった。 県営住宅等の管理に関する協定書に基づき管理業務の実施状況の報告を行っているが、このうち、県営住宅使用料及び駐車場使用料の収納状況報告について、一部に記載を誤っていた。 平成 24 年度の唐津管理室の収納状況 (誤) 277,300 円 (正) 371,900 円	(措置の内容) 【所管課：建築住宅課】 ○ 指定管理者(川原建設株式会社)に対し、管理業務の実施状況報告書の修正を速やかに報告するよう指導した。平成 25 年 8 月 1 日付けで収納状況報告について、修正報告がなされた。

監 査 対 象 団 体	さが 21 県民の森管理運営共同事業体 (佐賀県立 21 世紀県民の森)
監 査 執 行 年 月 日	平成 25 年 10 月 30 日
(監査の結果) 【公の施設：佐賀県立 21 世紀県民の森関係】 (1) 施設の管理で改善を要するものがあった。 森林学習展示館の管理に関し、事業計画では森林インストラクター 1 名を常時配置することとしているが、森林インストラクターの資格が無い職員のみが配置されている日があった。(平成 24 年 5 月 9 日、5 月 12 日、5 月 18 日等)  (2) 事業報告書に誤りがあった。 事業報告書の受託事業収支明細書の支出区分合計額に、団体の正味財産増減計算書内訳書の県有施設管理事業支出合計額 18,046,875	(措置の内容) 【所管課：森林整備課】 ○ さが 21 県民の森管理運営共同事業体に対し、森林インストラクターを常時配置するように指導し、指導後は、適正に配置されている。  ○ さが 21 県民の森管理運営共同事業体に対し、団体の正味財産増減計算書内訳書の県有施設管理事業支出合計額と事業報告書が整合するよう指導し、平成 26 年 3 月 28 日に修正の報

<p>円を記載すべきところ、誤って15,498,000円と記載し、支出区分額の内訳にも誤りがあった。</p> <p>また、事業計画書に自主事業に係る収支計画書が添付されていたが、自主事業に係る収支決算が報告されていなかった。</p>	<p>告を受けている。</p> <p>また、自主事業にかかる収支決算が報告されるよう指導し、平成26年3月28日に修正の報告を受けている。</p>
--	---

**2-2 各所管課及び関係課に対するもの**  
**【出資団体等関係】**

所 管 課	男女参画・県民協働課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 (佐賀県立男女共同参画センター)
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【出資関係】</b></p> <p>(1) センター業務委託の進行管理で、不十分なものがあつた。</p> <p>男女共同参画センター事業委託の変更協議で、団体では県との協議記録が保存されておらず、書面での変更承認時期が事業終了後となっていた。</p> <p>事業の執行は平成23年度までは、指定管理業務の中で実施されていたが、平成24年度から県の業務委託に変更されている。</p> <p>県は、事業実施に当たり、団体から事業実施計画書の徴取や工程会議を開催するなどして、団体との緊密な連携の下に委託事業の進行管理を徹底されたい。</p> <p>業務委託名：男女共同参画センター事業のうち、 県民グループ派遣・招へい事業</p> <p>変更内容：</p> <p>変更前 派遣グループ数：国内編2グループ、海外編2グループ</p> <p>変更後 派遣グループ数：国内編1グループ、海外編2グループ</p> <p>なお、派遣グループの減少に伴う経費については、海外招へい事業の経費に充当する。</p> <p>変更協議の時期： 団体から委託内容の変更協議 平成25年3月1日 県からの委託内容の変更承諾 平成25年3月5日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は、協議内容を書面で記録することを徹底し、財務規則に基づき遅滞なく契約事務手続きを行う、また、事業実施についての連携を図り、事業の執行管理に努めることとした。</p>

所 管 課	新産業・基礎科学課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター (佐賀県地域産業振興センター・佐賀県立九州シンクロトン光研究センター)
(監査の結果) 【公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金関係】 (1) 補助金の交付事務で、検討を要するものがあった。 この補助金は、運営費に係るものであり、年度末まで事業が実施されているため、年度内に履行確認が困難であると思われる。全額概算払での支払いを検討されたい。	(措置の内容)  ○ 平成 25 年度の佐賀県地域産業支援センター運営費補助金について、平成 26 年 3 月 18 日に全額概算払いを行い、事業完了後に、実績報告書をもとに清算を行った。 全額概算払いに伴う超過交付金額については、平成 26 年 5 月 16 日に返納を受け、清算を完了している。

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金
(監査の結果) 【出資関係】 (1) 団体に対する指導で、不十分なものがあった。 団体が平成 24 年度において、林業課内に事務所として前年度より 1 名増となる 3 名分を占有するにあたり、行政財産使用許可の変更等、必要な措置をとるよう指導していなかった。	(措置の内容)  ○ 団体に対し、行政財産使用許可手続きの適正化を指導した結果、管理費の追加徴収分を納入したことを確認した。 今後は、行政財産使用許可内容に変更（追加、廃止等）が生じることとなる場合は、速やかに手続きするよう指導を徹底する。

所 管 課	道路課
監 査 対 象 団 体	佐賀県道路公社
(監査の結果) 【出資関係】 (1) 団体への指導で、不十分なものがあった。 団体の会計処理に適正を欠くものが認められたことから、指導を徹底されたい。	(措置の内容)  ○ 今回、指摘があった適正を欠く会計処理については、改善の指示を行った。今後、会計処理について指導の徹底に努める。

監 査 対 象 団 体	警察本部組織犯罪対策課
所 管 課	公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター
(監査の結果) 【出資関係】 (1) 公益財団法人佐賀県暴力追放推進センター補助金に係る交付要綱で、改正を要するものがあった。 実績報告書に事業成果が把握できる書面を添付させるべきところ、事業計画書を添付させる様式になっていた。	(措置の内容) ○ 公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター補助金に係る交付要綱を主管する警察本部会計課に対し、同要綱の改正について申し入れを行い、実績報告書に事業結果を添付させる様式に変更した。

### 【補助金等交付団体関係】

所 管 課	消防防災課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県消防協会
(監査の結果) 【公益財団法人佐賀県消防協会県費補助金関係】 (1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。	(措置の内容) ○ 平成 25 年 8 月 5 日付けで補助金交付要綱を改正し、標準的な期間を定めた。

所 管 課	男女参画・県民協働課
監 査 対 象 団 体	武雄市 I C T 寺子屋人材育成事業協議会 ほか4団体
(監査の結果) 【佐賀県新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助関係】 (1) 団体に対する指導で、不十分なものがあった。 本事業は、国が示す実施要領では、事業実施主体となる協議体の要件として、協議体の意思決定方法や協議体の運営に関して必要な事項を定めた規約その他の規程が作成されていることとされている。 これらの規程は、本モデル事業の事務手続	(措置の内容) ○ 本モデル事業は平成 24 年度をもって終了しているが、今後同様な補助事業等を実施する際は、所管課として適切な事業の実施、必要な規程の整備及び規程に沿った事務処理を行うよう、対象団体に対して指導の徹底を図っていく。



<p>を適正に行うために必要不可欠なものであり、モデル事業として他の範となりうるためにも、これらの規程を整備するとともに、定めた規程により適正に事業を実施していく必要がある。</p> <p>しかしながら、団体では会計規程等が未整備であったり、規程で定めたルールに基づいた運営がされていないものや構成員との間における精算事務が遅れていたりするものが認められるので、指導を徹底されたい。</p> <p>また、団体の構成員から事務所を借り受けているが、賃貸借契約を締結していないものや、領収書が一部未整備のものがあり、証拠書類の整備、保管についても、指導を徹底されたい。</p>	
--	--

所 管 課	人権・同和対策課
監 査 対 象 団 体	部落解放同盟佐賀県連合会
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【部落解放同盟佐賀県連合会補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への効果の記載の定めがなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱を改正し、補助金交付申請書に効果の記載を追加した。</p>

所 管 課	人権・同和対策課
監 査 対 象 団 体	全日本同和会佐賀県連合会
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【全日本同和会佐賀県連合会補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への目的、内容及び効果の記載の定めがなかった。</p> <p>② 同様に実績報告書に事業効果の記載の定めがなかった。</p> <p>(2) 団体への指導で、不十分なものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱を改正し、補助金交付申請書には目的、内容及び効果の記載を追加し、実績報告書には事業効果の記載を追加した。</p>

<p>① 旅費算定にあたり、規程の基準から特別調整が必要となる場合には、理由などを明示した伺い書を作成のうえ、上司の承認を得るなどの確かな事務処理を行うよう団体を指導されたい。</p> <p>② 通勤手当を事務局職員3名に対して一律9,000円が支給されているが、通勤距離、通勤手段を勘案した支給方法を検討するよう団体を指導されたい。</p>	<p>○ 旅費の算定にあたっては、旅費規則に沿って適正に事務処理を行い確認するよう指導した。</p> <p>○ 通勤手当の支給について通勤距離、通勤手段を検討するよう指導した。</p>
---	--

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀マリア学園ほか74団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書等の審査及び団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金算定の基礎となる園児数を本来より多い人数で申請書等が提出され、過大な補助金の交付となっていたものがあつた。</p> <p>所管課においては補助金交付申請書等の審査及び団体への指導を徹底されたい。</p> <p>また、書面だけではこうした誤りの確認には限界もあり、実地に確認するよう努められたい。</p> <p>(2) 実績報告書の審査及び団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書で、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告されているものがあつた。所管課においては実績報告書の審査及び団体への指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助対象経費については精査し、適正な事務処理を行うよう指導を行っていく。</p> <p>過大に交付した補助金については、7月31日付けで返還するよう通知した。当該返還金については、8月13日に収納済である。</p> <p>○ 補助対象経費については精査し、適正な事務処理を行うよう指導を行っていく。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園ほか19団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立学校施設設備整備事業費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延しているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付決定事務を速やかに行うよう努める。</p>

平成 24 年 4 月 17 日付けで補助金交付申請書が提出されているにもかかわらず、平成 24 年 7 月 20 日付けで補助金の交付決定がされていた。	
---	--

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園ほか8団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査及び団体への指導で、不十分なものがあつた。  実績報告書で、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告されているものがあつた。実績報告書の審査及び団体への指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助対象経費から除くことを検討すべきものがあつた。  自転車用ステッカー代(印刷製本費 49,875 円)については、補助対象経費に含まれているが、その配付に当たり生徒から負担金を徴収しているため、補助活動に要する経費と同様に補助対象経費から除くことを検討されたい。</p> <p>(3) 補助金の早期交付のための方法を検討されたい。  当該補助事業は、運営費の補助であり、高額であることから、補助金の早期交付ができるような方法を検討されたい。  平成 24 年度の実績は次のとおり  補助金交付申請 平成 24 年 7 月 27 日  補助金交付決定 8 月 13 日  補助金交付  (当初交付決定額の 1/2) 8 月 24 日  (                   "                   ) 11 月 7 日  補助金変更交付決定 平成 25 年 3 月 19 日  補助金交付(変更分) 3 月 29 日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の審査について、内容審査を徹底することとし、不備があれば、法人に対し適正な事務処理を行うよう指導を行っていく。</p> <p>○ 補助対象外となる経費を整理し、平成 25 年 6 月 3 日付けで各学校法人あて通知した。</p> <p>○ 補助金の早期交付のため、申請時期を 6 月末から 5 月末に早めた。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園ほか5団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立高等学校授業料減免補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金取扱要領で、改正を要するものがあった。</p> <p>補助金交付要綱に規定する補助の対象となる保護者等の区分に応じて、それぞれ補助対象期間を補助金取扱要領において定めるべきところを、定めていないものがあった。</p> <p>(2) 補助金交付申請書の審査が不十分だった。</p> <p>補助金交付に当たり、添付すべき書類が不足している補助金交付申請書を受領し、補助金を交付していた。所管課においては、審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金取扱要領を改正し、すべての区分に応じて、補助対象期間を定めた。</p> <p>○ 適正な審査を徹底する。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園ほか8団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県教育改革推進特別経費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 25 年 9 月 19 日付けで交付要綱を改正し、標準処理期間を 30 日と明記した。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人旭学園ほか46団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>補助金の交付対象経費から、市町からの補助金収入相当額を除くよう指導しているが、補助金交付要綱にその旨を規定していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 25 年 12 月 24 日付けで交付要綱を改正し、補助対象経費について「市町から受ける補助金収入相当額を除く」旨を規定した。</p>

所 管 課	有明海再生・自然環境課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人有明海再生機構
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【特定非営利活動法人有明海再生機構調査研究支援事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業者の指導で、不十分なものがあつた。  会計規程が整備されていなかった。指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。  ① 法定健康診断に要する費用を補助対象経費として認めているが、補助金交付要綱第2条(交付の対象経費及び補助金額)では、それらの費用を補助対象経費として定めていなかった。  ② 当事業は、「補助」であるにもかかわらず、「助成」と規定しているものが数多くあつた。  また、「補助金交付請求書」と規定すべきであるにもかかわらず、「補助金交付申請書」と規定しているものがあつた。</p> <p>(3) 補助金の交付決定が遅延していた。  補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに41日を要していた。  交付申請年月日 平成24年4月27日  交付決定年月日 平成24年6月7日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 会計規程を整備するよう指導を行った。現在、策定中であり、今後、理事会に諮り整備される予定である。</p> <p>○ 補助金交付要綱を平成26年2月に改正を行い、平成26年度分の補助金から適用している。</p> <p>○ 今後、事務が遅滞がないように進めることとする。  平成25年度は速やかに交付決定を行った。  交付申請年月日 平成25年4月30日  交付決定年月日 平成25年5月7日</p>

所 管 課	循環型社会推進課
監 査 対 象 団 体	株式会社鶴松造園建設ほか2団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県リサイクル産業育成支援事業(平成22年度分)関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付申請書等の審査及び補助事業者への指導を徹底すべきものがあった。</p> <p>① 中古設備導入に係る交付申請の審査で留意すべきものがあった。 中古の設備も補助対象としているが、補助金交付申請書の審査に当たって、中古設備の価額の妥当性を評価し、その結果を記録に残されたい。 この中古設備審査の結果記録については、平成20年度の監査でも指摘し、今後は適切な事務処理を行うと報告していたが、改善されていなかった。</p> <p>② 補助対象事業指定申請書及び実績報告書に添付された収支計画書の審査が十分になされておらず、誤った数値のまま受理していた。</p> <p>③ 補助事業者に対し、補助対象設備の購入に際して購入に関する諸条件を面で確認できるよう、契約書の作成を指導されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。 取得財産の処分制限期間については、要綱上、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表1の規定による」とされているが、別表1では機械及び装置に関する処分制限期間が定められていない。機械及び装置の処分制限期間が明確になるよう要綱を改正されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付申請書の審査時に新規・中古に関わらず設備の価額の妥当性に関するチェック表を作成し記録を残すこととした。</p> <p>○ 申請書等の添付書類については、十分に審査するよう関係職員に対し周知を行った。</p> <p>○ 申請者に対し、申請時に設備購入時には契約書の作成が必要である旨説明を行っている。</p> <p>○ 平成25年4月1日適用として、機械及び装置に関する処分制限期間が定められている「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表1、別表2及び別表5」に改正を行った。</p>

所 管 課	スポーツ課
監 査 対 象 団 体	佐賀県プロサッカー振興協議会
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県プロサッカー振興協議会負担金関係】</b></p> <p>(1) 規約等の見直しについて指導を要するものがあった。</p> <p>県職員が事務局を担っている協議会については、平成22年3月に定められた「協議会の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、必要な見直しを行うこととされているが、見直しが不十分なものがあった。</p> <p>この基本指針では、会長の権限と事務局長の権限を明記し、総会の決定事項でなくても重要な事項について事務局長だけでは決められないようにすることとされているが、この協議会の事務局規程では、諸規定の制定及び改廃、予算に関する事など、ほとんどの事務処理が事務局長の権限となっており、予算執行の透明性、けん制機能が働くよう決裁規程の制定を含め、規約等の見直しについて指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 協議会の事務局規定の見直しを行った。</p> <p>※事務局長の専決事項</p> <p>① 諸規定の制定及び改廃に関する事（事務局長専決 → 幹事長専決）</p> <p>② 予算に関する事 → 予算の流用に関する事</p> <p>○ 予算流用について、事務局長の権限でできる流用は、予算項目間におけるいずれか低い額の20%以内の変更に限りできることとした。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人寿楽園ほか2団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県老人福祉施設等施設整備事業補助関係】</b></p> <p>(1) 団体に対する指導で、不十分なものがあった。</p> <p>団体では補助事業の実施にあたり、建設資金の借入に際し補助財産を担保に供しているが、補助金交付要綱に従い知事の承認手続きを適切に行うよう指導する必要がある。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱に従い、知事の承認手続きを適切に行うよう、交付要綱を一部見直すとともに、団体に対する指導を適正に行うよう事務処理の改善を図った。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人慈恵会ほか23 団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業者に対する利用者の収入認定事務の指導を徹底されたい。</p> <p>利用者に係る事務費徴収額は、その前年度の収入によって補助事業者が決定することとなっている。この補助事業者が行う収入認定事務の誤りについては、繰り返し指摘しているところであり、指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付事務で検討を要するものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業者は交付決定後に、利用者の増減等、事業の変更があった場合は12月末までに変更の申請を行うこととなっている。このため、1月以降に利用者の増があり、利用者の徴収額を減免した場合には、変更申請はできず補助金の増額が認められない。</p> <p>利用者の増にできるだけ対応できるよう事業変更の申請期限の見直しを検討されたい。</p> <p>(3) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに134日を要していた。</p> <p>交付申請年月日 平成24年 5月31日 交付決定年月日 平成24年10月12日</p> <p>(4) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金等の交付の条件で、要綱に定められていないものがあった。</p> <p>① 補助事業等に要する経費の配分の変更又は補助事業等の内容の変更（知事の定める変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 利用者の収入認定について、適正な事務処理を行うよう、平成26年6月に開催された軽費老人ホーム施設長の会議において指導を行うとともに、施設監査の実施に当たって、監査の重点項目として指導を徹底することとした。</p> <p>○ 変更交付申請の提出期限について、1月以降の利用者増に対応できるよう、交付要綱の見直しを行った。</p> <p>○ 補助金交付決定について、交付申請書の受付前倒し等の事務処理の改善、係内の事務分掌の見直し等を行い、標準処理期間内での適正な事務処理を行うよう遅延防止を図るとともに、施設側での申請書作成に当たって、誤りを未然に防止するよう、施設監査の重点項目として指導を徹底することとした。</p> <p>○ 佐賀県補助金等交付規則に従い、補助金等の交付の条件について、補助金交付要綱の改正を行った。</p>



<p>② 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。</p>	
--	--

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくし の家
<p>(監査の結果) 【佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費（障害者地域移行体制強化事業関係）補助金関係】 (1) 補助事業者への指示、指導で不十分なものがあつた。 事業実施要綱に定めるモデル事業実施報告が県に提出されていなかったが、事業者に対する指示、指導を行っていなかった。補助事業者への指示、指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容) ○ 補助事業者への適切な指示、指導を徹底するよう改めて職員に周知した。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人東方会ほか6団体
<p>(監査の結果) 【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】 (1) 団体への指導で、不十分なものがあつた。 ① 補助事業の進捗管理が不十分なものがあつた。 事業の進捗管理が十分でなかったために、繰越手続きなどを行わず、年度末の工事出来高額を補助対象経費の実支出額として、補助金額を算定し、当初の補助金交付決定額より1,295千円を減額交付し、団体の資金計画にも影響を与える結果となつているものがあつた。 今後は、工事進捗報告について、具体的な工程計画等の審査を的確に実施するなど、計画された補助事業が確実に進められるよう、団体に対する指示、指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容) ○ 工事進捗報告における工程計画の的確な審査とともに、補助事業者への適切な指示、指導を徹底する。</p>

<p>② 団体に対する指導を適切に行うべきものがあった。</p> <p>補助事業により取得した財産について、知事の承認を得ずに抵当権を設定し、補助事業で取得した資産の管理に適正を欠いているものがあった。</p> <p>補助事業の交付にあたって付する条件などについては、団体に対して十分に説明するとともに、指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>実績報告書で、補助対象経費の算定が一部誤っていた。所管課においては実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>○ 実績報告の厳格な審査及び、補助事業者への指示、指導を徹底する。</p>
--	--

<p>所 管 課</p>	<p>障害福祉課 (就労支援室)</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>アメリカパン株式会社ほか3団体</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県就労継続支援事業大規模生産設備整備事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業に係る団体への指導で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助事業者が、補助事業の内容変更を伴う契約を変更交付決定の前に行っていた。補助事業者の事務処理が適正に行われるよう指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 適切な事務処理について、補助事業者に対して指導を徹底する。</p>

<p>所 管 課</p>	<p>医務課</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>社団法人唐津東松浦医師会ほか7団体</p>
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県看護師等養成所運営費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付決定通知書の記載内容について、検討を要するものがあった。</p> <p>本補助金は課程毎に基準額を算定することとされており、実績報告書に添付する収支決</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成25年度の交付決定通知においては、課程毎の内訳が分かるように記載内容を改めた。</p>

<p>算書も課程毎に作成することを求めているが、補助金交付決定通知書では総額のみ記載されており、内訳が分からない状態となっていた。収支決算書作成時に必要となる金額なので、内訳を記載するよう検討されたい。</p> <p><b>【質の高い看護職員養成確保対策費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書に事業計画に対する実績の記載漏れがあつたにもかかわらず、修正指示を行うことなく受理していた。指導及び審査を徹底されたい。</p>	<p>○ 適正な事務処理により、実績報告書を作成していただくよう指導を行うとともに、今後は、実績報告書の審査を徹底したい。</p>
--	---

所 管 課	医務課（地域医療体制整備室）
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会 ほか2団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県地域医療連携システム強化事業費（GWサーバー設置）補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金実績報告書に添付された事業実績報告書で、契約年月日の記載が誤っていた。審査を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>(3) 補助金交付決定通知書の記載内容で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付決定通知書に補助金交付の条件が列記されているが、要綱に定められている取得財産の処分制限などの条件が記載されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当該事業は、平成 24 年度に終了しているため、今後類似事業を実施する際は、審査を徹底していく。</p> <p>○ 当該事業は、平成 24 年度で終了しているため、今後類似事業を実施する際は、補助金交付要綱に交付申請処理に係る標準的な期間について記載する。</p> <p>○ 当該事業は、平成 24 年度で終了しているため、今後類似事業を実施する際は、補助金交付決定通知書に要綱に定められた補助金交付の条件を漏れなく記載する。</p>

所 管 課	医務課（地域医療体制整備室）
監 査 対 象 団 体	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【国立病院機構嬉野医療センター臨床研修宿舎建築補助事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当該補助金は、平成 24 年度で終了しているため、今後類似事業を実施する際は、補助金交付要綱に補助金交付申請処理に係る標準的な期間について記載する。</p>

所 管 課	医務課（地域医療体制整備室）
監 査 対 象 団 体	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター ほか2団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県臨床研修病院宿舎施設設備等整備事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当該補助金は、平成 24 年度で終了しているため、今後類似事業を実施する際は、補助金交付要綱に補助金交付申請処理に係る標準的な期間について記載する。</p>

所 管 課	健康増進課
監 査 対 象 団 体	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【平成 24 年度佐賀県がん診療連携拠点病院設備整備事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金の交付申請書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱で、実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1月以内又は当該年度3月15日のいずれか早い日までとされており、補助事業者は遅くとも平成 25 年 3 月 15 日までに事業を完了し実績報告書を提出するようになっていたが、所管課は事業</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 課内で補助金交付要綱に基づき審査事務等を行うことを周知し、今後は適切な事務処理に努める。</p>

完了予定年月日が平成 25 年 3 月 31 日とされた交付申請書をそのまま承認していた。	
---	--

所 管 課	健康増進課
監 査 対 象 団 体	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター ほか2団体
(監査の結果) 【佐賀県肝疾患センター医療連携機器整備事業費補助金関係】 (1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 ① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。 ② 額の確定は実績報告書提出以降であるにもかかわらず、概算払請求書の様式に確定補助金額を記載する項目が規定されていた。	(措置の内容) ○ 本事業は平成 24 年度をもって完了しているため、今後、類似する補助事業を実施する場合は、補助金交付要綱の適正な制定、見直しを行うとともに要綱を遵守する。

所 管 課	健康増進課
監 査 対 象 団 体	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院
(監査の結果) 【佐賀県結核病棟整備事業費補助金関係】 (1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。 ① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。 ② 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への補助事業の効果の記載の定めがなかった。 ③ 当該補助事業は、佐賀県地域医療再生計画に基づき東佐賀病院が行う結核病棟整備事業に対して補助するもので、4階建て建物の新築工事のうち一般呼吸器疾患病床・感染症病床を含む1階部分を補助対象としているが、補助金交付要綱では、対象経費	(措置の内容) ○ 同補助事業は平成 24 年度で完了しているため、今後、類似する補助事業を実施する場合は、補助金交付要綱の適正な制定、見直しを行うとともに要綱を遵守する。

<p>について、「結核病棟整備に係る経費・新築工事費」とされ、一般呼吸器疾患病床・感染症病床を含むことが明確になっていなかった。</p> <p>(2) 補助金の額の確定が遅延していた。 事務処理の遅れにより、額の確定が遅延していた。</p> <p>補助金実績報告書提出日 平成 24 年 11 月 29 日</p> <p>額の確定通知日 平成 25 年 3 月 14 日</p>	<p>○ 同補助事業は平成 24 年度で完了しているため、今後、類似する補助事業を実施する場合は、事務処理期間の短縮に努め、適正な補助金事務の執行に努める。</p>
---	--

所 管 課	新エネルギー課
監 査 対 象 団 体	株式会社ゼネシスほか1団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県再生可能エネルギー等事業化支援事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 交付申請書及び実績報告書の審査について、不十分なものがあつた。 補助金交付申請書及び実績報告書の審査に当たり、対象経費とされるもののうち、自社開発製品の価格について、その価額の妥当性を評価した記録が残されていなかった。また、労務費に関して、開発に従事した時間数の確認は行われていたものの、設定されている労賃単価の妥当性についても、同様に評価した記録がなかった。 自社開発品の価格や労務費に係る金額については、申請（報告）された金額の妥当性について審査した内容を記録、保存するなど改善を図られたい。</p> <p>(2) 補助金の額の確定で、適正でないものがあつた。 補助金交付要綱で、補助事業の完了は、補助事業者が、補助事業に係るすべての支払いを終えた時点とされているが、支払いの確認をせずに額の確定をしていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 自社開発品の価格や労務費に係る金額については、申請・報告された金額の妥当性について審査した内容を記録、保存するなど、適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>○ 平成 26 年 4 月 8 日付けで補助金交付要綱の改正を行い、補助事業完了要件の見直しによる適切な額の確定手続に努めるとともに、必要に応じて概算払いを行うなど、適正な事務処理に努めることとした。</p>

所 管 課	企業立地課
監 査 対 象 団 体	株式会社ビジョンほか5団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【平成 24 年度佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金の交付決定で、遅延しているものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、90 日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに 118 日を要していた。</p> <p>交付申請年月日 平成 24 年 8 月 31 日  交付決定年月日 平成 24 年 12 月 27 日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金に関する事務は、企業毎に担当者を決め対応している。しかし、申請者によっては、膨大な資料の確認が必要となり、また、申請者への質疑・書類訂正なども多数回発生する場合があります。想定以上に時間を要する場合があります。</p> <p>そのため、今後は、処理期間内に事務処理が終わるよう、</p> <p>① 申請者に対して、早い時期から丁寧に申請書類の説明を行うこと</p> <p>② 確認資料が多い場合は、複数担当者での内容審査を行うこと</p> <p>により改善することとした。</p>

所 管 課	雇用労働課
監 査 対 象 団 体	佐賀県職業能力開発協会
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県職業能力開発協会補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p>② 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への効果の記載の定めがなかった。</p> <p>(2) 補助金実績報告書の審査及び団体に対する指導で、不十分なものがあった。</p> <p>補助金実績報告書に記載された補助対象経費の一部について、旅費支給規程とは異なる支払が認められた。審査及び団体に対する指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱を以下①及び②のとおり改正し、平成 26 年 6 月 24 日付で関係団体に対して通知し、今後の適正化を図った。</p> <p>① 補助金の交付申請書到着後、補助金交付申請をするまでに要する期間を 30 日と定めた。</p> <p>② 補助金交付申請書(様式第 1 号)を変更し、事業の内容及び効果の欄を追加した。</p> <p>○ 佐賀県職業能力開発協会への検査を平成 26 年 2 月 4 日に実施した。旅費事務について最新の算定基準で行うか、または協会独自の規定を設ける等規定との整合性をとるよう指導し、改めて周知を行った。</p>

所 管 課	雇用労働課
監 査 対 象 団 体	さがものづくり振興協議会
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【さがものづくり振興協議会負担金関係】</b></p> <p>(1) 残余財産の処分において、指導が不十分であった。</p> <p>協議会規約では、協議会が解散する場合において、その有する残余財産は、解散時の総会の議決を経て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとして規定されているが、手続きを経ないで、後継団体が使用している残余財産があった。</p> <p>所管課は、残余財産の処分に当たって、協議会に対する指導が不十分であった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 後継団体等に対し、今後残余財産の継承にあたっては、規約に沿った適正な手続きを経るよう指導を行った。</p>

所 管 課	流通課
監 査 対 象 団 体	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【新うまい佐賀のりづくり運動推進本部負担金関係】</b></p> <p>(1) 規約等の見直しを要するものがあつた。</p> <p>県からの負担金を受け事業を行っている協議会（県が共通の課題等を持つ市町及び民間団体等と連携して事業を実施するために設置する、協議会、期成会、実行委員会等の任意団体）のうち、県職員が事務局を担っているものについては、平成22年3月に定められた「協議会の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、必要な見直しを行うこととされていたが、見直しがされていなかった。</p> <p>この基本方針では、協議会の重要事項（規約の制定・改廃、事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の認定等）は総会で機関決定するよう規約に明記することとされているが、この推進本部の規約にはその定めがない。</p> <p>また、会長の権限と事務局長の権限を明記し、総会の決定事項でなくとも重要な事項について事務局だけでは決められないようにす</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成26年3月24日に開催した委員会において、新うまい佐賀のりづくり運動推進本部規約に重要事項は総会で機関決定するよう制定した。</p> <p>また、同日、会計規程を改正し、会長の権限と事務局長の権限を明記するとともに、総会の決定事項でなくとも重要な事項について事務局だけでは決められないようにした。</p>



ることとされているが、この推進本部の会計規程では事業計画及び予算の調整、事業報告及び決算の調整なども事務局長の権限とされるなど、ほとんどの事務処理が事務局長の権限とされており、決裁等規程の制定を含め、見直しが必要である。	
--	--

所 管 課	商工課
監 査 対 象 団 体	小城商工会議所ほか25団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。事業の効果において、会員事業者への巡回訪問件数を3,793件とすべきところ、379件と誤って記載していた。所管課においては、審査を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金交付決定通知が適正でなかつた。交付決定通知に記載された交付条件が、交付要綱に規定されている交付条件と異なっているもの及び不足しているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 改めて商工団体に対して指導するとともに、審査を徹底する。</p> <p>○ 交付要綱の改正内容が、補助金交付決定通知に反映されていなかったが、平成25年度から適正に改めている。</p>

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	佐賀玄海漁業協同組合
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県漁業協同組合合併施設整備費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な処理期間が定められていなかった。</p> <p>② 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への補助事業の効果の記載の定めがなかつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱は、所要の改正を行い、今後の適正化を図つた。</p> <p>① 補助金交付申請処理に係る標準的な処理期間を定めた。</p> <p>② 補助金交付申請書の記載事項として事業の効果を定めた。</p>

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	佐賀県農業協同組合
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【農業近代化資金利子補給事業関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について、定められていなかった。</p> <p><b>【就農施設等資金貸付金関係】</b></p> <p>(1) 団体の指導で、不十分なものがあった。</p> <p>貸付要綱には借り受けた就農施設資金に余剰が生じたときには速やかに繰上償還を行うことを規定しているが、事業完了報告により繰上償還すべきことを確認しているにもかかわらず、繰上償還の手続きが遅延しているものが認められた。</p> <p>速やかに、繰上償還等の適正な処理が行われるよう、指導の徹底を図られたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱は、所要の改正を行い、今後の適正化を図った。</p> <p>補助金交付申請処理に係る標準的な処理期間を定め、平成26年3月31日付けで関係団体に対して通知し、今後の適正化を図った。</p> <p>○ 就農支援資金に対する繰上償還は、平成26年3月27日に実施し、今後は就農支援資金佐賀県貸付金貸付等要領に基づいて、関係団体に対し適正な事務処理を行うよう指導・徹底を図った。</p>

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	鹿島嬉野森林組合ほか17団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県造林事業補助関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な処理期間について、定められていなかった。</p> <p>(2) 補助事業の指導で、不十分なものがあった。</p> <p>佐賀県造林事業実施要領運用規程において、写真は、施行地、施業内容(間伐率、枝下高等を含む)、黒板等で分かるように撮影することとされているが、施行地、施業内容が撮影されていないものや、撮影されてはいるものの不鮮明なものがあった。指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成26年3月14日付けで、補助金交付要綱の一部改正を行った。</p> <p>○ 適切な事業管理を徹底するため、各農林事務所に対し、平成26年2月20日に文書で通知し、周知徹底を図った。</p>

所 管 課	農地整備課
監 査 対 象 団 体	佐賀東部土地改良区ほか2団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県営かんがい排水淡水切替助成事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請書への目的及び効果の記載の定めがなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 26 年 4 月 1 日付けで、佐賀県営かんがい排水淡水切替助成事業助成金交付要綱を改正し、補助団体へ通知した。</p>

所 管 課	農地整備課
監 査 対 象 団 体	上場土地改良区ほか3団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【土地改良事業負担金総合償還対策事業（中山間地土地改良事業負担金償還助成事業）補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付決定の通知で、遅延しているものがあった。</p> <p>補助金交付決定を平成 24 年 5 月 25 日付けで行っているが、団体への通知は同年 6 月 25 日となっており、決定通知が遅延していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付決定の手続きを、複数地区の一括処理から、個別処理に変更し、補助金交付申請を受け付けた地区順に内容審査を行い、早期に補助金の交付決定が行えるように改善した。</p>

所 管 課	空港課
監 査 対 象 団 体	全日本空輸株式会社
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【平成 24 年度佐賀空港夜間駐機費補助金交付事業関係】</b></p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに 64 日を要していた。</p> <p>交付申請年月日 平成 24 年 4 月 1 日</p> <p>交付決定年月日 平成 24 年 6 月 4 日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金などの交付の申請が到達してから補助金などの交付を決定するまでの標準的な期間を 30 日から 60 日へ変更する補助金交付要綱の改正を行った。</p> <p>また、適正な事務処理について、職員に周知徹底し、今後は適正な事務処理を行う。</p>

<p>(2) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書に「事業の目的」、「事業の効果」が記載されておらず、また「補助事業者」及び「補助金の額」と記載すべきところ、誤って「申請者」及び「補助金交付申請額」と記載していた。</p> <p>所管課においては、審査を徹底されたい。</p>	<p>○ 補助金の交付要綱を改正し、実績報告書に「事業の目的」、「事業の効果」を加えた。</p> <p>要綱上の記載誤りについても併せて改正を行った。</p> <p>また、今後、補助金交付決定にあたって、十分に審査を行う。</p>
--	---

所 管 課	空港課
監 査 対 象 団 体	株式会社タビックスジャパンほか5団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【平成 24 年度佐賀県誘客連携促進事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助金交付要綱で、改正を要するものがあつた。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則に規定する通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が到達してから交付決定をするまでの期間と規定されているが、要綱では申請書提出締切日の翌日から起算すると規定されており、補助金等交付規則に合った要綱の改正を検討されたい。</p> <p>② 年度末までの利用実績が補助金交付の対象で、申請書の提出期限は平成 25 年 3 月 31 日と規定されているが、申請書提出による年度内の交付事務手続きは現実的に困難と思われるため、利用実績に応じた交付事務手続きができるよう要綱の改正を検討されたい。</p> <p>③ 当事業は補助金交付申請と補助金実績報告が同時に行われるものであるにもかかわらず、補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書の様式第 2 号が、補助金交付申請のみの様式となっていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 佐賀県補助金等交付規則に合った要綱の改正を行った。</p> <p>○ 補助事業期間と申請書の提出期限との関係について、検討を行い、適正な事務処理に努めることとする。</p> <p>○ 補助金交付申請書の様式が不備のため、正しい様式へ変更する補助金交付要綱の改正を行う。</p>

所 管 課	空港課
監 査 対 象 団 体	有明佐賀空港活性化推進協議会
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【有明佐賀空港活性化推進協議会負担金関係】</b></p> <p>(1) 負担金の支払いで適正でないものがあつた。 国際チャーター便誘致促進広報補助金交付が平成23年度、24年度ともに実績がないにもかかわらず、それぞれの年度において国際チャーター便誘致促進広報補助金の財源として負担金が支出され、協議会では次年度繰越金として処理されていた。 こうした状況を踏まえ、協議会の負担金のあり方について検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 協議会の負担金については、事業の実施がないものには支払うことができないため、その分を細事項内の他の事業に流用できるように、平成26年度から空港利用促進対策費（細事項）予算へ統合した。</p>

所 管 課	新幹線・地域交通課
監 査 対 象 団 体	JR九州バス株式会社ほか2団体
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県バス運行対策費補助金（車両減価償却費等補助金）関係】</b></p> <p>(1) 交付決定及び額の確定通知書の一部に誤りがあつた。 補助対象経費を10,358,000円と記載すべきところ、11,281,000円と記載していた。 なお、交付決定及び確定補助金額に誤りはなかつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ JR九州バス株式会社から申請された補助金申請に係る補助対象経費に長崎県分が含まれていたため、本県に係る補助対象経費のみ記載するよう指導を行った。これにより、平成25年度の補助金申請に係る補助対象経費は適正な金額で申請された。</p>

所 管 課	港湾課
監 査 対 象 団 体	松浦通運株式会社
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【平成23年度佐賀県港湾機能施設整備事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業実績報告書の審査及び指導で、不十分なものがあつた。 補助事業の年度繰越に伴う現年度の出来高に関する実績報告書が提出されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 監査執行以降速やかに関係団体への指導を行い、不足する書類を提出させるとともに、記載漏れや記載誤りがあつたため、訂正した書類を提出させた。 今後は、審査及び指導を徹底していく。</p>

<p>また、実績報告書の添付書類である補助事業決算明細書に記載漏れ及び記載誤りがあった。</p> <p>所管課においては、審査及び指導を徹底されたい。</p>	
---	--

### 【公の施設の指定管理団体関係】

所 管 課	人権・同和対策課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会 (佐賀県解放会館)
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県解放会館関係】</b></p> <p>(1) 指定管理者に施設利用者のアンケート結果を通知していなかった。</p> <p>協定書で県は指定管理者と協力してアンケート調査を実施し、その結果を指定管理者と共有するとされているが、平成24年度に実施したアンケート結果を指定管理者に通知していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成25年度の利用者満足度調査結果については、平成25年7月23日付けで通知した。</p>

所 管 課	まなび課
監 査 対 象 団 体	みんなの森・らららグループ北山少年自然の家 運営共同事業体 (佐賀県北山少年自然の家)
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県北山少年自然の家関係】</b></p> <p>(1) 規程の整備で、指導が不十分なものがあつた。</p> <p>管理運営に関する協定書第31条では業務に係る情報公開について、また、同第35条では個人情報の保護について必要な規程を整備するものとされているが、整備されていなかった。指定管理者への指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成25年10月16日に開催した平成25年度第2回少年自然の家運営会議において、北山少年自然の家、黒髪少年自然の家、波戸岬少年自然の家の指定管理者に協定書に基づく情報開示や個人情報の保護について必要な規程が整備されているか確認し、不備があれば整備するよう改めて周知を図つた。</p> <p>また、北山少年自然の家の指定管理者を対象として、平成25年12月20日に実施した平成25年度実地調査において、必要な規程が整備されたことについて確認を行った。</p>

所 管 課	スポーツ課
監 査 対 象 団 体	セイカスポーツグループ (市村記念体育館・佐賀県総合運動場・佐賀県総合体育館)
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：市村記念体育館・佐賀県総合運動場・佐賀県総合体育館関係】</p> <p>(1) 備品の管理で、適正でないものがあった。 管理運営に関する協定書に基づき、指定管理者に管理させるべき対象物件を、財産台帳及び備品台帳により指示すべきところを、備品台帳の整備が未了となっていた。 財産管理に支障をきたすことがないよう、早急に整備のうえ、指定管理者へ指示されたい。</p> <p>(2) 指定管理者への指導で、不十分なものがあった。 管理運営に関する協定書により、管理運営業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないとされているが、同特記事項に規定された個人情報の管理体制等報告書が提出されていなかった。 個人情報の管理が適正に行われるよう指導を徹底されたい。</p> <p>(3) 事業報告書の提出期限に係る管理運営に関する協定書等の規定で、整理が必要なものがあった。 管理運営業務の実施状況や体育施設の利用状況に関する事業報告書の提出期限について、管理運営に関する協定書では、年度終了後速やかになるとなっているが、管理運営に関する年度協定書で定められた管理運営業務仕様書では、事業年度終了後、3ヶ月以内とされていた。</p> <p>(4) 事業報告の審査で、不十分なものがあった。 事業終了後に県に対して事業報告が行われているが、このうち管理運営業務に要する経</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 25 年度中に財産台帳及び備品台帳整備を行い、指定管理者へ指示を行った。</p> <p>○ 個人情報の管理体制等報告書を提出させた。</p> <p>○ 管理運営に関する協定書の文言を「年度終了後、3ヶ月以内」に修正した。</p> <p>○ 今後は算定方法が確認できる資料を指定管理者に対し求め、審査を徹底していく。</p>

<p>費の収支決算では、人件費や運営経費等については、予算額と同額を決算額として報告されているものが認められた。</p> <p>所管課においては、算定方法を確認するなど審査を徹底されたい。</p>	
--	--

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀ライトハウス (佐賀県立点字図書館)
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県立点字図書館関係】</b></p> <p>(1) 再委託の承諾手続きで、適正でないものがあった。</p> <p>協定書では再委託に関し、団体が再委託を行う場合には県の承諾を得ることを規定している。所管課では、団体に再委託の委託内容や委託先などを確認することなく、団体から提出された事業計画書に委託料として項目と予算額が示されていたことをもって、再委託の承諾とみなしている。</p> <p>再委託の承諾にあたっては、所定の手続きにより、適正に実施されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 再委託について、承諾に係る適切な事務処理及び、補助事業者への指示、指導を徹底する。</p>

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会 (佐賀県射撃研修センター)
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県射撃研修センター関係】</b></p> <p>(1) 事業報告の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>団体から提出された事業報告について、管理運営業務の実施状況に係る報告内容で誤りがあるものを、そのまま受理していた。</p> <p>事業報告の審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 事業報告等の事務処理にあたっては、団体からの聞き取りなどにより、記載内容の確認を徹底するとともに、係内でのチェックを十分に行うようにした。</p>



所 管 課	建築住宅課
監 査 対 象 団 体	株式会社マベック、川原建設株式会社 (県営住宅)
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：県営住宅関係】</b></p> <p>(1) 実施状況報告の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>協定書に基づき指定管理者から提出された管理業務の事業状況報告書の一部に誤った記載が認められた。</p> <p>所管課においては、審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 収納状況報告については、平成 25 年 8 月 1 日に修正報告を受け訂正した。</p> <p>今後は、収納状況の報告に誤りがないよう収納額の確認を行っていく。</p>

所 管 課	森林整備課
監 査 対 象 団 体	さが 2 1 県民の森管理運営共同事業体 (佐賀県立 2 1 世紀県民の森)
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【公の施設：佐賀県立 2 1 世紀県民の森関係】</b></p> <p>(1) 規則で改正を要するものがあった。</p> <p>佐賀県立 2 1 世紀県民の森設置条例施行規則で施設等の利用期間及び利用期間を定めているが、掲げられている施設のうち、キャンプ場については平成 21 年度に解体され現存していなかった。</p> <p>(2) 業務仕様書で見直しを要するものがあった。</p> <p>業務仕様書で施設の利用手続きについて、事前に指定管理者に施設等利用申込書を提出してもらい、施設等利用承諾書を申請者へ交付するよう定めているが、個人利用及び当日受付の団体利用については受付簿に記載するのみで、前記の手続きが取られていない。また、前記取扱で県としても特段の支障が生じていないとのことなので、仕様書の該当箇所について見直しを検討されたい。</p> <p>(3) 事業報告書の審査で不十分なものがあった。</p> <p>事業報告書の受託事業収支明細書の支出区分合計額に、団体の正味財産増減計算書内訳書の県有施設管理事業支出合計額 18,046,875 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 26 年 3 月 25 日に佐賀県立 2 1 世紀県民の森設置条例施行規則を改正し、キャンプ場を削除した。</p> <p>○ 平成 26 年度から業務仕様書を見直した。</p> <p>*見直し内容</p> <p>個人利用及び当日受付の団体利用については受付簿に記載することで、利用の申請に代えてよいこととし、施設等利用承諾書の交付を不要とした。</p> <p>○ さが 2 1 県民の森管理運営共同事業体に対し、団体の正味財産増減計算書内訳書の県有施設管理事業支出合計額と事業報告書が整合するよう指導し、平成 26 年 3 月 28 日に修正の報</p>

<p>を記載すべきところ、誤って15,498,000円と記載し、支出区分額の内訳にも誤りがあった。</p> <p>また、事業計画書に自主事業に係る収支計画書が添付されていたが、自主事業に係る収支決算が報告されていなかった。</p> <p>事業報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>告を受けている。</p> <p>また、自主事業にかかる収支決算が報告されるよう指導し、平成26年3月28日に修正の報告を受けている。</p> <p>なお、当課担当職員へ会計事務にかかる研修会を受講させた。</p> <p>今後は、事業報告書の審査を徹底する。</p>
---	---

### 2-3 関係課

所 管 課	財 務 課
<p>(監査の結果)</p> <p>平成25年度の財政的援助団体等監査において、下記のとおり、補助金の交付要綱に標準処理期間等を設定していないものや補助金交付決定通知に補助の交付条件を明記していないものなどが、前年度監査に引き続き、複数の部署で認められた。監査対象先に対しては、個別に指摘し是正を求めているが、全庁的に補助金事務の適正化が図られるよう、補助金を所管する財務課においても、こうした実態を踏まえ、各本部企画経営グループとともに、各所属への指導を徹底されたい。</p> <p>(1) 佐賀県補助金等交付規則で定めている項目を補助金交付要綱等に定めていないなど、改正を要するものが認められるので、指導の徹底を図られたい。</p> <p>① 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間の記載。</p> <p>② 佐賀県補助金等交付規則第3条第2号に規定する補助金交付申請書への補助事業の目的、内容及び効果の記載。</p> <p>③ 佐賀県補助金等交付規則第12条第1号に規定する実績報告書に事業効果の記載。</p> <p>(2) 佐賀県補助金等交付要綱準則では、交付決定通知書には、交付要綱で定める交付条件を列挙すべきとされているが、交付決定通知書に交付条件を列挙していないものが散見され、指導の徹底を図られたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成26年3月19日に各本部企画・経営グループに対し、財政的援助団体等監査結果について伝達の上、各所属への指導方策案を示し、その内容について協議を行った。</p> <p>指導方策案をとりまとめ、全庁的に補助金事務の適正化が図られるよう、平成26年3月28日付けで通知を発出した。また、各所属において補助金交付要綱を作成するときや補助事業を執行するときには活用できるよう、「補助事業に係るチェックリスト」を作成し、当該通知に添付した。</p>

<p>(3) 今回の監査において、補助対象経費の算定を誤り補助金返還となったものなど、実績報告書の審査を書面だけで行ない、現地確認を行われていないものがあつた。現地確認をしておれば、こうした誤りは検証できていたものであり、「佐賀県補助金等交付規則の施行について（通知）（昭和53年4月1日付け財第374号総務部長通知）」の趣旨を改めて周知されたい。</p>	
--	--

所 管 課	職員課
<p>(監査の結果)</p> <p>平成25年度の財政的援助団体等監査において、指定管理を行っている公の施設や協議会設置について、検討を要する事項が認められたことから、所管する職員課においても、各所属への指導を図られたい。</p> <p><b>【指定管理施設について】</b></p> <p>(1) 事業報告(収支報告)について</p> <p>事業報告における収支報告に関して、人件費について予算額(団体の支出計画額)を実績額として報告しているものがあつた。内容を確認したところ実際の収支決算額では、施設の管理運営に直接携わる職員に係る人件費以外にも本社スタッフに係る経費なども実際は必要だが、その詳細は企業ノウハウにもかかるものであることから、収支決算の報告は計画額をもって実際額としているものであつた。また、事業計画では計上していなかつた本社経費について、収支報告では、現場での総支出額の10%を計上し、最終収支が赤字との報告を行っているものがあつた。</p> <p>このような報告内容では、施設管理に従事する職員の人件費が適正水準(選定の際の計画額)を維持しているかどうか、また、指定管理施設の運営に係る実際の収支決算がいくらな</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 県が指定管理者の管理運営の実態を正確に把握し、必要に応じて適切な指導を行っていくためには、年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書の内容が、実態と一致しておく必要がある。</p> <p>このため、各指定管理施設所管課に対して、次のことを徹底するように通知した。</p> <p>① 事業報告(収支報告)の内容は、実態にあわせて正確に記載する必要があることを指定管理者へ周知・指導すること。</p> <p>② 報告内容に疑義等があると思われる場合は、指定管理者に対して確認を行うとともに、必要に応じて修正を指導すること。</p>

のかなどの把握ができず、今後の指定管理経費の見直し検討もむずかしくなってくる。

こうした実態を踏まえて、収支報告における人件費の計上や本社経費などについては、県として統一した基準を示すなど、所管課が適切な施設管理経費の算定が行われるように指導されたい。

## (2) 再委託承諾手続きについて

協定書例では、「乙は、管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、(中略)、この限りではない。」とされ、再委託を行う場合の承諾手続きを規定している。

しかしながら、各所属においては、協定書に再委託することができる業務を列記したり、事業計画書で再委託する業務項目を確認したりしたことをもって、具体的な再委託先の確認などは行わないまま、承諾とみなしている事例が認められた。

このことについて、平成 23 年度の財政的援助団体監査において、事務負担の軽減の観点で指摘しているが、再委託の承諾にあたっては、事業計画書などにおいて包括的に承諾する等の方法について、改めて検討されたい。

○ 指定管理者制度の趣旨に鑑み、指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託（県からみれば再委託）することは認められるが、県としては、施設設置者の立場から、再委託の内容について正確に把握しておく必要がある。

このため、協定書例で左記のとおり規定しているところであるが、その承諾手続きや確認方法に相当のばらつきがあるため、各指定管理施設所管課に対して、具体的な承諾手続きや確認すべき項目等について通知し、対応を徹底することとした。

### 【参考】具体的な承諾手続き等

- ・ 基本協定書等への再委託に関する記載内容を問わず、承諾にあたっては、次の 3 項目について、再委託開始前に確認し、当該確認をもって承諾したものとする。なお、確認の結果、内容に疑義等があり、承諾できない場合は、書面により指定管理者へ伝えること。

#### [承諾にあたり確認が必要な項目]

- ① 再委託する業務内容
- ② 再委託先の情報（名称、所在地、代表者）
- ③ 再委託の期間

- ・ 確認にあたっては、上記のことが確認できる資料を指定管理者に提出させること。
- ・ ただし、指定管理者指定申請書や事業計画書等（以下「申請書等」という。）において、上記 3 項目が全て確認でき、またその内容に変更がない場合は、当該申請書等の確認をもって承諾したとみなすことができるものとする。（当該申請書等中に記載の内容では上記の項目全てを確認することができない場合や、

<p><b>【協議会設置について】</b></p> <p>(3) 協議会設置及び運営に関する基本指針について</p> <p>県から負担金を受け、事業を行っている協議会（県が共通の課題等を持つ市町及び民間団体等と連携して事業を実施するために設置する、協議会、期成会、実行委員会等の任意団体）のうち、県職員が事務局を担っているものについては、平成 22 年 3 月に定められた「協議会の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、必要な見直しを行うこととされていたが、今回の監査においても、見直しを十分に行っていない団体が認められた。</p> <p>この基本方針に基づき、団体運営の適正化が図られるよう、指導を徹底されたい。</p>	<p>当該申請書等中に記載の内容から変更がある場合は、再委託開始前に確認が必要な項目に関して、指定管理者に別途資料を提出させ、内容を確認する必要がある。）</p> <p>○ 「協議会の設置及び運営に関する基本方針」の対象となる協議会（県が共通の課題等を持つ市町及び民間団体等と連携して事業を実施するために設置する、協議会、期成会、実行委員会等の任意団体のうち、県からの負担金を受け事業を行い、かつ、県職員がその事務局を担っているもの）を設置する場合は、当該指針に基づく適切な対応が必要であること、また、既設の協議会についても、当該指針に基づいた対応となっているか再確認を行うよう周知を行った。</p>
--	--